平成２６年（フ）第２１４号
千葉県鎌ケ谷市粟野562番地３　１棟105号
債務者　伊藤美佐子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２２２号
千葉県松戸市日暮４丁目11番地の３
債務者　密田　和子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４２号
山口市矢原646番地１　ジュネス矢原205
債務者　石丸　翔太
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４５号
山口市徳地伊賀地546番地
債務者　山内　　寛
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４８号
山口県防府市大字西浦886番地の４　マツダ西浦寮、前住所山口県防府市鋳物師町８番９号　車塚フラワーマンション305号
債務者　福田　浩之
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１１９４号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地２街区１棟106号
破産者　崔　　蘭淑
1　決定年月日　平成26年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５号
長崎県佐世保市福田町６番15号
破産者　株式会社クネット・ジャパン
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第７２６号
千葉県浦安市日の出１丁目３番21―603号　海風の街
破産者　株式会社リブ
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７２７号
千葉県浦安市堀江４丁目28番２―502号　堀江市営住宅
破産者　林　　俊基
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０２０号
千葉県市川市市川３丁目28番７―102号　板橋ビル
破産者　賀澤　伸至
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５８２号
千葉県松戸市常盤平５―９―９　コーポ香山206、住民票上の住所千葉県柏市南逆井４丁目10番３号
破産者　石川　弘樹
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４７号
千葉県松戸市南花島３丁目38番地の１　ハイツコジマ302号
破産者　舟本　芳惠
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２３６号
長野県千曲市大字桑原字岡村343番地１
破産者　有限会社河野鉄工
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５６号
秋田県にかほ市中三地字野手添46番地
破産者　株式会社グリーティングダイナー
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第９２２号
さいたま市見沼区大字深作987
破産者　株式会社伯龍
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８９号
千葉市美浜区幕張西４丁目２番１―1010号
破産者　井垣　由紀
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７９６号
東京都府中市小柳町２丁目36番地の24パルティーダＢＢ105、破産手続開始決定時の住所東京都府中市是政４丁目２番地の３ライオンズ・ガーデン府中是政221
破産者　東海林正博
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１５号
神奈川県横須賀市浦上台２丁目31番24号
破産者　ＵＰフィールド株式会社
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１１９号
長野県上田市上田3210番地１
破産者　グルーラムハウス株式会社
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部